

## 50条2項の届出について

### 法第50条第2項の届出について

免許申請を行った「事務所(主たる事務所、従たる事務所)」以外の場所で、臨時的に契約行為などを行う場合は、事前に届出を行うことが義務付けられています。

#### 業務を行う場所

事務所及び事務所以外の場所で一定の業務を行うことが可能な施設を有する場所。

- ・「事務所」以外の場所。
- ・一団の宅地建物の分譲についての案内所。
- ・他の業者が行う一団の宅地建物の分譲を代理、媒介するにあたっての案内所。
- ・業務に関し展示会などを開催する場合の開催場所等です

(注1)いずれの場合も、特定の期間において、特定の宅地建物に対する業務を対象としたものであり、不特定の対象物件を取り扱う場合は、「法第3条第1項の事務所」としての増設による変更届出が必要となります。

(注2)単なる宣伝、広告業務のみを行う場合で、しかも無人の場合は、届出を要しません。

#### 法第50条第2項の届に必要な書類

- ・法第50条第2項の「届出書」(様式第12号)(正本1部、副本1部)
- ・業務を行う場所と販売物件の案内図を添付すること。
- ・国土交通大臣免許及び他都道府県免許の業者については、3部(正本2部、副本1部)必要です。

#### 届出時の注意事項

- ・郵送による届出の場合、副本を返送する必要がありますので、返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- ・届出は、業務開始日の10日前までに行わなければなりません。(開始まで中10日必要です。11日前が土日祝日等である場合は、それ以前の平日に提出する必要があります。郵送の場合は十分な余裕をもって届出てください。)